

## 果樹農家規模拡大支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、ゆとりある果樹経営を実現させるために意欲ある果樹農家(以下「補助事業者」という。)が実施する、果樹農家規模拡大支援事業(以下「事業」という。)に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては山梨県補助金等交付規則(昭和38年山梨県規則第25号)に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助金の交付対象者)

第2条 この補助金は、補助事業者に対し、直接交付するものとする。

(補助対象経費)

第3条 この事業は、規模拡大に必要な借地代のほか、果樹の伐採、土壌改良、苗木の購入、育成、移植に要する費用に対して、3ヵ年度に分けて補助するものであり、補助額は別表に掲げるとおりとする。

(補助事業者の要件)

第4条 補助事業者は、次の条件を全て満たす者とする。

- (1) 果樹産地構造改革計画に定められた担い手であること。
- (2) 新たに賃借権の取得が認められる農地(以下「規模拡大農地」という。)において事業を実施する者であること。
- (3) 規模拡大農地へ優良品目や品種の新植を実施する者であること。
- (4) 省力化技術を導入し規模拡大を図るとともに、規模拡大農地の間伐樹を活用して規模拡大農地と同程度の面積の既存経営果樹園の効率的改植を実施する計画を有する者であること。
- (5) 事業1年目に規模拡大農地への苗木の植え付け、2年目に規模拡大農地の苗木の育成、3年目に規模拡大農地の苗木の育成及び既存経営果樹園への効率的改植を行うことが可能な者であること。

(補助金の交付申請)

第5条 補助事業者は、交付申請書(第1号様式)を別に定める期日までに知事に提出するものとする。なお、申請は3ヵ年度に分け、各年度毎に行うものとする。

(補助金の交付条件)

第6条 補助金の交付条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業の内容を変更しようとするときは、変更承認申請書(第2号様式)により知事の承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止又は廃止しようとするときは、中止(廃止)承認申請書(第3号様式)により知事の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定期間内に完了する見込のない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。

2 補助事業の目的の達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更であって、交付決定を受けた補助金の増額を伴わない場合にあっては、前項第1号の規定による手続を省略することができる。

(補助金の交付額の算定)

第7条 補助金の交付額は、次の基準により算定する。

(1) 補助金の交付単価は、別表のとおりとする。

(2) 補助対象面積は規模拡大農地とし、1補助事業者につき10a以上で、20aを上限とする。

(3) 交付額は、補助対象面積(規模拡大農地)に別表に定める各交付単価を乗じて得た額とする。

(補助金の交付決定)

第8条 知事は、補助金の交付申請があったときは、当該申請に係る審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに交付決定を行い、補助金交付決定通知書(第4号様式)により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付方法)

第9条 補助金の交付は、精算払いとする。ただし、知事が必要と認めるときは、概算払いにより交付することができる。

2 補助事業者は、前項の規定により概算払いを受けようとするときは、概算払請求書(第5号様式)を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、補助事業の完了の日、又は中止若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1ヶ月を経過した日又は補助金の交付を決定した年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、知事に実績報告書(第6号様式)に係る書類を添付して提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第11条 知事は、事業の完了又は中止若しくは廃止に係る実績報告を受けたときは、当該報告に係る事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

(事業の完了)

第12条 この事業は、1年目は規模拡大農地への苗木の植え付け、2年目は規模拡大農地の苗木の育成、3年目は規模拡大農地の苗木の育成及び既存経営果樹園への効率的改植をもって完了とし、天災など特別な場合を除き、これら各年度ごとに行う事業がすべて完了しない場合においては、既に交付した補助金をすべて返還しなければならない。

(書類の保管)

第13条 補助金の交付を受けた補助事業者は、この事業に係る収入及び支出についての証拠書類を整理し、補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間保管しておかなければならない。

附則

- 1 この要綱は、平成22年4月1日から施行し、平成22年4月1日から適用する。
- 2 この要綱は、平成27年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付した補助金については、この要綱は、この要綱失効後も、なおその効力を有する。

別表

1 補助金の交付単価

単位：円

	1年目	内容	2年目	内容	3年目	内容
10a 当たり の交付単価	100,000	借地代 伐採処理費 土壌改良費 苗木代 育成費	25,000	借地代 育成費	25,000	借地代 移植費

※ 1 補助事業者当たりの交付額については、下限面積を10aとし20aまでを上限面積とする。また、1,000円未満は切り捨てとする。